

1. 議事日程

〔令和4年第4回安芸高田市議会12月定例会第14日目〕

令和4年12月20日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第63号 安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例
日程第3 議案第64号 安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例
日程第4 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第5 議案第66号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第70号 安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例
日程第7 議案第76号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第77号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第78号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第79号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第73号 安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第75号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第88号 安芸高田市歴史民族博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第89号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）
日程第16 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙について
日程第17 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫

13番

秋田雅朝

14番

金行哲昭

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番

山根温子

8番

先川和幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊荘	企画部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	宮本智雄
総務課長	新谷洋子	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	高下正晴		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主任主事	日野貴恵



午前10時00分 開議

- 大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
次に、議会事務局より、諸般の報告をいたします。
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 大下議長 以上で、諸般の報告を終わります。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
山本優議会運営委員長。
- 山本優議会運営委員長 おはようございます。委員長報告を行います。
本日の会議の運営につきまして、12月13日に議会運営委員会を開き、次のとおり本日の日程に追加しましたので、報告いたします。
追加案件は、「広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙について」と、議案第88号「安芸高田市歴史民族博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例について」、議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の3件でございます。
議案審議についてですが、議案第88号は提案理由を説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
次に、議案第89号は提案理由を説明の後、質疑を行い、予算決算常任委員会へ付託することとしました。
以上、報告を終わります。
- 大下議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番山根議員、及び8番 先川議員を指名いたします。



日程第2 議案第63号 安芸高田市個人情報保護に関する法律施行条例
日程第3 議案第64号 安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例
日程第4 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う

		関係条例の整備に関する条例
日程第5	議案第66号	安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第70号	安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例
日程第7	議案第76号	安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第77号	安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第78号	安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第79号	安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第2、議案第63号「安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の件から、日程第10、議案第79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、総務文教常任委員会に付託されておりますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員会委員長 委員長報告を行います。

令和4年12月7日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、2月15日に総務文教常任委員会を開き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第63号「安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例」は、令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年度から個人情報保護法による個人情報保護制度の全国的な運用が行われることに伴い、新たに個人情報保護法の施行に関する条例を定めると共に、これまで運用していた個人情報の保護に関する条例を廃止するものです。

審査の過程において、委員より、「行政機関等匿名加工情報の作成に係る手数料の規定がないと思うが、条例化しなくて良いのか。」との質疑があり、執行部より、「当市においては義務化されていない。今後は依頼があったときに請求者と協議し、覚書等を締結し、作業を進めていきたい。」と答弁がありました。

次に、議案第64号「安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例」、議案第65号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第70号「安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例」の3議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の交付に伴い、定年の段階的な引上げ、役職定年制の導入及び定年前再任用短時間勤務制の導入などの関係条例の規定を整備するものです。

審査の過程において、委員より、「60歳になった次の年の4月1日からは、定年前短時間再任用となるのか。」との質疑があり、執行部より、「引き上げられた定年まで勤めるか、60歳で一旦退職し、定年前短時間再任用として勤めるか、二つの選択肢があるということである。」との答弁がありました。

次に、議案第66号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、令和5年4月からの組織及び事務分掌の見直しを行うものです。

審査の過程において、委員より、「上下水道課が下水道課に変わるということは、水道に係る事務が建設部からなくなるということだが、今後水道に係る問合せはどこにすれば良いのか。」との質疑があり、執行部より、「今後は水道企業団が水道についての事務を所管することになる。本庁内に水道企業団安芸高田事務所という事務所を設置するので、水道に関する問合せはそちらにさせていただくことになる。」との答弁がありました。

次に、議案第76号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、川根小学校と高宮小学校が令和6年4月1日に統合することにより、安芸高田市立学校設置条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員より、「統合の時期である令和6年4月1日については、保護者振興会の希望か。」との質疑があり、執行部より、「保護者、地域含めて、令和6年4月ということをお願いされましたので、それを踏まえて総合教育会議、臨時の教育委員会会議で決定した。」との答弁がありました。

次に、議案第77号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、利用に供している社会体育施設のうち、条例になかったグラウンド3施設、附属施設1施設について規定し、改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「今までは利用料金などは取ってなかったということか。」との質疑があり、執行部より、「統合後の小学校のグラウンドは、統合前の学校開放の施設と同額の利用料金を徴収していた。」との答弁がありました。

次に、議案第78号「安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、吉田運動公園の陶芸室と陶芸窯の利用料金について規定するものです。

審査の過程において、委員より、「利用料金の根拠は。」との質疑があり、執行部より、「通常使用だと1時間約262円の電気料がかかり、最大のワット数で使用すると1時間当たり約327円になり、平均すると約295円になる。おおむね300円という想定でこのような料金設定となった。」との答弁がありました。

次に、議案第79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、八千代フォルテ、甲田ミュージズ附属の陶芸室と陶

芸窯の利用料金について規定するものです。

以上の9議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

- 大 下 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

- 大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

- 大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第63号「安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の件から、議案第79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案9件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第73号 安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第75号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 大 下 議 長 日程第11、議案第73号「安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第13、議案第75号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根産業厚生常任委員長。

- 山根産業厚生常任委員長 令和4年12月7日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を次のとおり御報告いたします。

付託のあった3議案について、12月16日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第73号「安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、高宮町羽佐竹に所在する香六ダム公園のキャンプ場テントサイトの利用料について、過去に管理委託先である地元振興会と協議の上で金額を変更していたものの、条例改正を行っていなかったため是正すると共に、市内類似施設の状況を勘案し、料金改定をする。また、テントなどのキャンプ用具について、劣化等により使用不可となっており、来場者からのニーズもないため、貸出しを行わないように考えているとの説明がありました。

次に、議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」については、平成29年土地改良法の改正に伴い、本年度より本市において新たなメニューを実施可能となったことから、県営土地改良事業分担金の徴収要件を追加するため、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

次に、議案第75号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」については、向原町坂に所在する小原運動公園及び小原親水公園が、令和5年度より農村公園としての要件を満たさなくなることから、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

以上の3議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第73号「安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、議案第75号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙について

- 大 下 議 長 日程第14 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、
指名推選によりたいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によること
に決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたい
と思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定い
たしました。
広島県水道広域連合企業団議会議員に、石丸伸二市長を指名いたしま
す。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました石丸伸二市長を、広島県水道
広域連合企業団議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ありませ
んか。
(異議なし)
- 大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石丸伸二
市長が、広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました。
ただいま、広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました、石
丸伸二市長が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の
規定により、当選の告知をいたします。
~~~~~○~~~~~
- 日程第15 議案第88号 安芸高田市歴史民族博物館設置及び管理条例の一部  
を改正する条例
- 大 下 議 長 日程第15、議案第88号「安芸高田市歴史民族博物館設置及び管理条  
例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。
- 石 丸 市 長 本案は、歴史民俗博物館の入館料について、所要の改正をするもので  
す。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。
- 大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
宮本教育次長。



- 宮本教育次長      それでは、説明資料の1ページを御覧ください。  
 本案は、博物館常設展示室の改装に伴い、入館料の改正を行うものです。  
 改正の内容ですが、個人の入館料としまして、これまで小学校・中学校の児童生徒については、1人1回150円としていたものを、無料といたします。市内の児童生徒は、学校活動として博物館に入館する例がほとんどで、学校活動であれば入館料は元々免除となっております。この際、無料とし、学校活動以外でも児童生徒が気軽に入館できるよう、また家族連れで入館する際の保護者の負担軽減を図っていきたいと考えております。
- 次に、高校生以上の一般の入館料は、1人1回300円から500円に改定いたします。現在の料金は、平成10年度に改正されたもので、それ以来24年間改正されておられません。この間、常設展示室や1階研修室の改装、第2、第3の展示室の増設などの投資を行っていますが、料金改定は行ってきておられません。このたび、常設展の展示室改装に伴い、料金を500円に改正するものです。
- 次に、20人以上の団体割引を廃止いたします。児童生徒は、全て無料としますので、改正後は個人団体問わず、団体割引が必要がないと考えております。この割引の適用を受けるのは、市外からの観光ツアーの団体がほとんどです。参加者は、交通費やその他の料金込みでツアー参加費を支払いますので、団体割引のある・なしはあまり考慮されないものと思われまます。なので廃止といたします。
- なお、改装中の常設展示室のリニューアルオープンは、来年1月下旬をめどに現在調整しているところです。
- 説明は以上です。
- 大下議長      以上で、要点の説明を終わります。  
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
 南澤議員。
- 南澤議員      料金改定、子どもが無料になるというのは非常にいいことだなというふうには思うんですけども、この変更により、入館料の収支がどのように変化するのか。ここ直近3年間はコロナで入場者数はかなり少ないのかなというふうに思うんですけども、それ以前の数値を基に算定されているのかなと思いますので、そのあたりの御説明をお願いします。
- 大下議長      答弁を求めます。  
 宮本教育次長。
- 宮本教育次長      入館料の有料入館者数に関してですが、令和3年度では5,859名の入館者がありました。また、令和2年度では5,251名の有料入館者数があります。令和3年度の入館者数で、あと先ほど申し上げました5,859名は有料入館者数ですが、これは大人の分です。子どもの分は426名おります。併せまして、令和2年度は大人の入館者数が5,251名、子どもの入館者数

が439名となっております。

年間の大体の平均でいきますと、大体6,000名余りの年間入場者数があり、入館料は228万円余りとなっております。

今後につきましては、先ほど申しあげました入場者の子どもの分、約400名余りの部分がゼロになりますが、5,000名余りの部分が200円の増ということになり、大体110万円余りの収入増というふうに考えております。

以上です。

○大下議長 ほかに質疑ありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 団体割引についてなんですけれども、これは大体、年間どのくらいの団体数が来られていたんでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 団体数は、人数で申し上げますと、令和3年度で約300名余りが入場団体でされております。令和2年度は約100名余りが入場されております。

以上です。

○大下議長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 改正によって、小中学校は無料になった、一般が500円で値上げと、こういう内容なんですけれども、高校生が日本史を勉強するのに、特に中世の武将の毛利元就、そういったところの勉強をすることでここへ入館する、高校生が勉強のために来ると思うんですが、特に来年度は入城500周年記念行事で、安芸高田市一帯を訴える宣伝をしよるわけですね。それで歴史を勉強する高校生が来た場合には、やはり500円を取られるんでしょうか。そこら軽減措置はないんでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 今回の条例改正では、その辺は考慮いたしておりません。

○大下議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第88号「安芸高田市歴史民族博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます  
〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第89号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）

○大下議長 日程第16、議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等を、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

本案につきましては、予算決算常任委員会への付託して、審査することにいたします。なお、審査終了後、本会議を再開し、委員長報告の後、採決を行う予定としております。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時34分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長 本日、本委員会に付託のありました、議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の審査結果について報告します。

議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」は、規定の歳入歳出予算それぞれ5,693万1,000円を追加し、予算の総額を213億4,901万2,000円とするものです。

補正の主な内容は、1点目は、通常分として、郡山城跡登山道の修繕工事費の追加分を計上。2点目は、新型コロナウイルス感染症関連として、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分として、電気料金高騰対策事業者支援事業補助金などが主なものでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

総務部の審査の中で、委員より「総務費の備品購入の内容について。」の質疑があり、執行部より「郵便料金計器を購入する。」との答弁がありました。

また、委員より「導入することによる効果について。」質疑があり、執行部より「これまで手作業で行っていたものが、機械を通せば料金を計算し、封筒に印字される。これまで1時間30分かかっていたものが30分に短縮される。」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より「電気料金高騰対策事業者支援事業補助金について、家と作業所との電気代と一緒に請求されているような場合に、案分して事業費分を申請された場合、案分内容の確認はどのようにするのか。」との質疑があり、執行部より「確定申告書等を参考に確認を行う。」との答弁がありました。

また、委員より「原油価格高騰緊急経済対策事業補助金は終了したとのことであったが、事業の詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より「コロナ禍における原油価格の高騰の影響を受ける事業者を対象として、令和3年度と比較し、価格高騰分の10%を助成する事業であったが、結果として燃料を多く利用しない事業者にはメリットを感じられない事業であったと思う。申請件数は128者、1,499万1,000円であった。」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より「学校給食費返還等補助金について、具体的に内容を伺う。」との質疑があり、執行部より「コロナの陽性もしくは濃厚接触で休んだ分の給食費に充てるものである。」との答弁がありました。

そのほか、補正額、補正内容等、慎重に審査し、採決した結果、議案第89号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○大下議長 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第89号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の件について

○大 下 議 長 日程第17、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員